

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(要介護認定有効期間に係る特例)

第二条 第五条の規定による改正後の要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令附則第二条の区分に該当するものとされた者が介護保険法（以下「法」という。）第十九条第二項に規定する要支援認定を受ける場合における法第三十三条第一項に規定する有効期間（次項において「要支援認定有効期間」という。）は、介護保険法施行規則第五十二条の規定にかかわらず、第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間とする。

- 2 一 要支援認定が効力を生じた日から当該日が属する月の末日までの期間
 - 二 十二月間（市町村が認定審査会（法第十四条第一項に規定する認定審査会をいう。）の意見に基づき特に必要と認める場合にあつては、三月間から十一月間までの範囲内で月を単位として市町村又は特別区が定める期間）
- 要支援認定が効力を生じた日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第一号の期間を要支援認定有効期間とする。